



令和6年6月21日

消防団員報酬誤入金について

町は、消防団年報酬及び出動報酬を本人確認不備により、消防団員と同姓同名の別人に誤って令和4年度年報酬・令和5年度出動報酬2回分・令和5年度年報酬を入金したことが判明しました。

町は再発防止に向け、公金取り扱いについて厳正を期することを徹底し、町民の皆様への信頼回復に努めてまいります。

1 経緯等

令和6年6月6日に消防団員の親族から報酬の支払いがない旨の連絡があり、確認をした結果、年報酬及び出動報酬合計 42,400 円を 4 回にわたって同姓同名の者に支払っていたことが発覚しました。

本来支払われるべき消防団員に説明及び謝罪をし、報酬支払い手続きを進めています。

また、誤入金した方にも説明及び謝罪していくために、面会調整を行っています。

現時点では、その他の消防団報酬の誤入金はありません。

2 原因

令和5年以降消防団員の報酬が個人払いになったことに伴い、町に登録している消防団員の口座登録状況を確認し消防団員に通知しました。

消防団員に登録口座に変更がないか確認を依頼しましたが、連絡がない場合は口座の変更がないものとして取り扱い、確認の方法が消防団員任せで事務処理を進めてまいりました。

また、口座番号の確認を氏名だけで確認をしてしまい、住所・生年月日・その他の情報の照合確認が不十分でした。

3 再発防止

町は、今後このような誤りを起こさないよう、口座登録確認は、氏名だけではなくその他の情報も誤りがないか、必ず複数人で確認することを徹底します。

併せて、職員に個人情報の重要性を再認識させるとともに、緊張感を持って業務にあたるように指導してまいります。